

(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例(素案)  
パブリックコメント実施結果

2023年10月

町田市子ども生活部子ども総務課



(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例(素案)  
パブリックコメント実施概要

2023年4月に公表した(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例(素案)について、市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

募集期間 2023年4月22日(土)から 2023年5月21日(日)

2 意見募集の方法

◆以下の施設での資料閲覧・配布

市政情報課、広聴課(市庁舎1階)、子ども総務課(市庁舎2階)、各市民センター、各連絡所、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター(町田センタービル6階)、各市立図書館、町田市民文学館ことばらんど、各子どもセンター、各子どもクラブ、中央学童保育クラブ、ひなた村、各公立保育園、町田市子ども発達センター、教育センター

◆町田市ホームページにパブリックコメント資料を掲載

◆「広報まちだ」(2023年4月15日号)にパブリックコメントの実施概要を掲載

◆X(旧 Twitter)「子ども・子育て情報」(町田市公式)で情報配信

◆LINE 町田市役所公式アカウントで情報配信

3 寄せられた意見の件数・内訳

電子メールを通じて、24名の方から、75件のご意見をいただきました。ご意見の項目別の内訳は以下の通りです。(おひとりから複数の趣旨のご意見をいただいた場合は、趣旨ごとに分割して集計しています。)

条例(本則)に対するご意見	43件
条例(本則以外)に対するご意見	9件
その他のご意見	23件

## ご意見の概要と市の考え方

### (1) 条例(本則)に対するご意見

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>「子どもにやさしいまち」について 条例の名称に「子どもにやさしいまち」とありますが、「子どもにやさしいまち」とは何なのでしょう。か。「子どもにやさしいまち」は、英語の「Child Friendly City」を日本語に訳した表現だと思われませんが、「Child Friendly City」とは何なのでしょう。か。条例できちんと「子どもにやさしいまち」について定めなければ、人それぞれの解釈に委ねられることとなり、条例の意義が揺らぐこととなります。「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」において条文できちんと定義しているように、「子どもにやさしいまち」の定義を定めるべきです。</p>	<p>市では、「子どもにやさしいまち」の具体的な内容はみんながそれぞれの立場や社会活動の中で考えるものと捉えております。</p>
2	<p>子どもの権利条約およびこども基本法との関係性について 本条例案では、国連・子どもの権利条約やこども基本法との位置づけが明確ではありません。</p>	<p>本条例は法律に基づき制定するものではございません。子どもの権利の考え方は子どもの権利条約を参考としております。</p>
3	<p>子どもの定義について、「この他に市長が適当であると認められた場合は、18歳以上の人についても含まれます。」と書かれていますが、もう少し明確に書くことはできないのでしょうか。 例えば、ヤングケアラーや家族から虐待を受けている学生なども含められる表現に変更した方が良いと考えます。 「社会生活上、18歳未満の子どもと同様の権利侵害の危険があるなどの背景があるなど、市長等が適当であると認められた場合」などわかりやすい表記に変える方が望ましいのではないのでしょうか。</p>	<p>本規定は18歳以上であっても市長が認める場合には、18歳未満の子どもと同様に対象としております。「市長が適当であると認められた場合」については様々な状況が想定されるため、対象となる範囲を狭めないように現在の表現としております。</p>
4	<p>コスタリカの子ども病院は、「どんな国籍であろうと、どんな宗教であろうと、お金持ちか貧乏か、家があろうがなかろうか、不法滞在であったとしても治療を必要としている子どもは全て治</p>	<p>本条例は18歳未満のすべての子どもを対象としております。また、18歳以上であっても市長が認める場合には同様に対象としております。</p>

	<p>療します」子どもであることが全てに優先されると言われたのです。</p> <p>町田市も「市長が認めた子ども」ではなく、子どもであれば誰でもこの条例の理念で対応して欲しいと思います。</p>	
5	<p>第2条(定義)(3)施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。</p> <p>上記条文は、民間の子育て広場や子ども食堂、冒険遊び場の明記をした方が良いと思います。</p>	<p>具体的な施設名称の記載については、今後作成する予定の副読本やガイドブック等の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第3条(生きる権利)(3)「健康に配慮され、適切な医療を受けられること」について</p> <p>適切な治療とは何なのか人によってさまざまです。ステロイド治療をする人、しない人 それぞれの選択が尊重されるべきです。(3)を記載することによって、薬にたよらない自然治癒力を大事にした子育てをしている人たちを虐待扱いしないで欲しいです。薬を使うか、使わないか、ワクチンを打つか、打たないか選択する権利を守って欲しいです。現状でも、ステロイド治療をしなかったり、ワクチンを打たなかったりすると、虐待と言ってくる医療者などもあります。ワクチンを打たない人達からしたら、1度に複数本ワクチンを打ってしまうほうが虐待に見えます。それくらい、「適切な医療」には個人差があります。</p>	<p>『健康に配慮され、適切な医療を受けられること』を、子どもが安心して生きるための権利の一つとしています。</p> <p>状況に応じて提供されるべき医療について「適切な医療」と表現しております。</p>
7	<p>第3条(生きる権利)(3)「健康に配慮され、適切な医療を受けられること」とはどのようなことでしょうか。</p> <p>各家庭や個人により適切な基準は異なります。「適切な医療」の定義を明記していないと言葉の意味が理解できません。</p>	<p>状況に応じて提供されるべき医療について「適切な医療」と表現しており、定義は難しいと考えております。</p>

8	<p>以下の内容を条例に追加することを希望します。</p> <p>第4条(育つ権利)  安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。  安心して過ごすことができる居場所を持つこと。</p>	<p>ご意見の内容は、第4条第1号及び第3号に含まれております。</p>
9	<p>第4条(育つ権利)(3)「個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること」とありますが、大人ですらそれができない世の中にもかかわらず、そのようなことを大人が胸を張って言えるのでしょうか。</p>	<p>本条例は、町田市全体で子どもが幸せになるように取り組む姿勢を表しております。</p>
10	<p>差別の禁止(差別からの保護)が明記されていません。</p> <p>第5条(守られる権利)(3)に「子どもであることその他いかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと」とあるのは差別からの保護を念頭に置いていると思われませんが、こども基本法の基本理念(3条1号「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。」)でも「差別的取扱い」からの保護が規定されていますので、「差別その他の不当な取扱い」などとするべきです。</p>	<p>差別の禁止の明記について、(仮称)子どもにやさしいまち条例検討部会で検討した結果、子どもの権利条約の4つの原則の中に「差別の禁止」が入っていること、また、こども基本法の基本理念でも差別的取扱いについての規定があることから、「差別等の不当な扱い」に修正いたしました。</p>
11	<p>子供の権利を保障する大人の責務についてです。</p> <p>国連の人権高等弁務官事務所は政府の義務について下記のように述べています。</p> <p>1、尊重義務 2、保護義務 3、充足義務(能力を發揮できる条件を整える義務)</p> <p>子供の権利を守るために一番責任があるのは、行政だと思えます。ですから、第3章「子どもの権利を保障する大人の責務」の一番最初に市の責務を書いて欲しいと思えます。そして一番最後が保護者だと思えます。順番を逆にさせていただきたいです。</p>	<p>第3章の「子どもの権利を保障する大人の責務」では、全ての主体を包括する大人の規定を定めた上で、子どもとの直接的な関わりが強い保護者から順に規定しております。</p>

12	<p>第7条(大人の責務)(2)「大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすると豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。」</p> <p>豊かな価値観の「豊かな」という言葉に引っかかりました。ここに述べられていることは、本来当たり前にあるべき価値観であり、普通より一歩すぐれた豊かさにより実現するものではないはずです。</p> <p>しかしながら現実的には実現できていない部分も多くあるために「豊かな」と表現されているのだと思いますが、「自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすることに気づき実現する人間になることができるよう」ではどうでしょうか。気づいた人間が豊かで気づかない人間が豊かではないような印象を与えることを危惧しています。</p>	<p>自分だけでなく、自分以外の人も大切にするという価値観をもつように成長して欲しいという願いを込めて『豊か』と表現しております。</p>
13	<p>以下の内容を条例に追加することを希望します。</p> <p>第7条(大人の責務) 大人は、子どもに向き合い、寄り添いながら、子どもの遊びや学び、育ちを支えます。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、第7条第1項に含まれております。</p>
14	<p>第8条(保護者の責務)(1)の中の【主体】の例示にある養護施設の養育者というのが明確ではありません。児童福祉施設の職員や児童養護施設や乳児院などの職員と明記した方が良いと思います。施設では養育を行っていますが、養育者という明記は他の文章と整合性がとれていません。</p>	<p>具体例の提示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>子どもの権利を守るくらい余裕のもてる子育てができるように、ママたちをサポートする環境を作りたいです。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>第9条(施設関係者の責務)の【趣旨】「子どもが育ち学ぶための施設～」の施設は「子どもに関わ</p>	<p>施設の定義は、第2条第3号で規定しております。</p>

	<p>る施設」と明記した方がわかりやすいと思います。子どもの施設に関わらず全ての施設を指すのであれば説明に記名すべきだと思います。</p>	
17	<p>第9条(施設関係者の責務)の【主体】の例示の中に「冒険遊び場」を入れてください。</p> <p>常設型冒険遊び場は町田市が設置を決め、民間が運営する遊びの場ですが、町田市の青少年行政の柱の一つになっています。週4～5日開園しており、すでに公共施設的な場所になり、プレーリーダーを配置しています。プレーリーダー及び関わる市民スタッフにとっても子どもの権利を守る責務は大切な要件です。「など」で表すだけでなく、冒険遊び場という名称を明記することが、そこに関わる大人の意識を明確にしたいと思います。</p>	<p>具体例の提示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>第10条(地域住民の責務)の【主体】の中に、「子どもに関わる市民活動団体の大人」を入れてください。</p> <p>現在、町田市では子ども食堂、子育て広場、学習支援、不登校児童生徒の居場所等、子どもに関わる活動をしている市民団体が多くあります。そのような活動があることを明記することが大切なことと、そこに関わる大人が自分の責務を自覚するためにも必要だと考えます。</p>	
19	<p>第11条(事業者の責務)の事業に子育てひろば・親子ひろば・冒険遊び場のような遊び場づくり、学習支援、子ども食堂のような飲食支援といった事業を掲載してはどうか。</p>	
20	<p>第12条(市の責務)、第13条(子どもの権利の普及)及び新項目として大人が責務を果たすために必要な支援の中に、関わる大人に対する研修を入れて下さい。関わる大人が子どもに寄り添い支援する資質があるかを振り返り、それを向上するための自己研鑽、研修を積み重ねていくことが必要だと思います。大人の誘導ではなく、</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>

	<p>本当に子どもの声を聞き活かすために、活動の中で大人が取るべき態度を知るために、アドボカシーやセーフガーディング、子どもの声をキャッチするセンスを磨く等の研修が必要だと考えます。子どもが参画する力を身につける過程は、大人にとっても寄り添う力を身につけるチャンスなのだと思うのです。</p>	
21	<p>子どもにやさしいまち条例が制定されたら、市は大人向け、子ども向けのリーフレットを作って周知に努めてほしいです。</p>	<p>条例の周知啓発については、今後実施してまいります。</p>
22	<p>まずは子どもの権利条例を制定して、広く町田市民に広げてください。</p>	
23	<p>子どもの権利について、大人たちにできること、しなければならないことを広め、子どもたちには「あなたたちは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を生れながら持っているんだよ」ということを広めていくことが重要だと考えます。</p>	
24	<p>子どもがヘルプメッセージを出すことのできる環境づくり 第14条(権利の侵害からの救済)を実現するためには、子どもが自分はヘルプメッセージを出していいのだとわかることが大切です。そのため、の取組をしてください。我慢していたり、自分が悪いんだと思い込むのではなく、辛い時、苦しい時は助けを求めていいのだということを子ども自身がわかる必要があると思います。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、現在、「まこちゃんダイアル」などで実施しております。条例制定に併せてさらに取組や周知を徹底してまいります。</p>
25	<p>第14条(権利の侵害からの救済) 権利の侵害の例が暴力等としか書かれていません。大人がこれは権利の侵害だと気付くためにも、第2章「子どもの権利」でのべられている4つの権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)に対する侵害をきちんと明文化した方がいいと思います。参画の場を断たれていたり、自由に遊ぶ場や時間が無いこと等、暴力以外でも権利の侵害はあります。大人が子どもに</p>	<p>権利の侵害については、多岐にわたるため、現在の表現としております。具体例の提示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。</p>

	良かれと思って行っていることの中にも権利の侵害はあり得ます。	
26	第14条(権利の侵害からの救済) 子どもオンブズパーソン(子どもの権利救済機関)の設立等を明記してほしいです。この点に関しては、他の自治体から後れを取っています。川西市、小金井市、札幌市などのような機関の設置を行うことを明確にしてほしいです。児童相談所等の相談機関に声を上げて相談に乗ってこないケースなども児童虐待の増加とともに上がっています。町田市の中で子どもが安心して相談できる機関の設置を求めます。	町田市では、人権侵害に関して、人権擁護委員に相談できる制度などがございます。他自治体においては、子どもの権利の侵害に対する救済や相談に応じる、子どもの権利救済機関を導入している事例があることは承知しており、今後、情報の収集に努めてまいります。
27	第14条(権利の侵害からの救済)について、どの立場でもない第三者が関わって、その子どもに一番必要な支援は何かを判断できるようにすることが重要だと考えます。	
28	子どもの権利侵害から救済のための第三者機関の設置について 条例案においては、子どもの権利保障の実態を第三者的な立場で検証・勧告する<子どもの権利擁護機関>や<子どもの権利委員会>についての明記はなく、子ども施策の推進体制についても触れておりません。第14条(権利の侵害からの救済)のためには、第三者機関を設置すべきだと考えます。	
29	第14条(権利の侵害からの救済)について 条文案には、「暴力等」からの救済についてのみ、書かれています。「暴力等」とは、第3条(生きる権利)の中に、「暴力、いじめ、虐待その他の権利侵害」と定義されています。これも、もちろん大切な権利であり、深刻な権利侵害です。 しかしながら、この「暴力等」の中に、第4条(育つ権利)第5条(守られる権利)第6条(参加する権利)これらの権利が入っているとは、読み取れません。 第4条(育つ権利)第5条(守られる権利)第6条	具体例の提示などを含め、条例解説の参考にさせていただきます。

	<p>(参加する権利)これらの権利の救済について条例案の中に全く書かれていません。ことに、違和感と疑問を感じます。暴力、いじめ、虐待からの救済については、すでに法律や条例で明示され、市は取り組んできています。子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの相談機関もあります。</p> <p>ですから、今回の新たな条例には、第3条(生きる権利)それ以外の第4条(育つ権利)第5条(守られる権利)第6条(参加する権利)からの救済を掲げることこそ必要と考えます。例えば、参加する権利の中の意見を表明する権利が侵害されたときなどに、相談や救済の対象になることも条例に明記するべきと考えます。</p>	
30	<p>子どもの権利が侵害されていると感じた当事者が、相談できる「機関」「しくみ」が必要です。</p> <p>中立な立場で、子ども(あるいは代理の大人)から丁寧に状況を聞き取り、現状の調査をし、改善勧告ができる、そのような「機関」がなくては、救済に結びつかないと思います。「オンブズパーソン」「子どもの権利相談窓口」「アドボカシー」などの設置が必要です。</p> <p>条例を実効性があるものにするためにも、第三者による相談機関の設置について、ぜひ検討していただきたいと思います。今回の条例には間に合わなくても、近い将来の設置を期待します。</p>	<p>町田市では、人権侵害に関して、人権擁護委員に相談できる制度などがございます。他自治体においては、子どもの権利の侵害に対する救済や相談に応じる、子どもの権利救済機関を導入している事例があることは承知しており、今後、情報の収集に努めてまいります。</p>
31	<p>子どもオンブズマンの制度を作ってください。</p> <p>子どもへの権利の侵害があった時に子どもが救済を求める場の情報が子どもにちゃんと届くことが必要です。オンブズマンや相談機関、第三者組織による取組等を実現させてください。</p> <p>また、その情報が子どもに届きやすい方法で発信されるようお願いいたします。</p>	
32	<p>第14条(権利の侵害からの救済)に関して、体制の整備、関係機関などありますが、もっと具体的に踏み込むべきではないでしょうか。</p>	<p>町田市では、人権侵害に関して、人権擁護委員に相談できる制度などがございます。他自治体において</p>

33	<p>子どもの権利が守られていないと思ったとき、当事者や他社どちらでも相談できることが重要です。相談機関をつくることを明記してください。</p> <p>例えば暴力・虐待などをいち早く発見し対応することは必要です。学校や子どもが集まる施設などがそれにあたるようになっていますが学校や施設などに従事している職員やスタッフが権利を侵していた場合は誰が発見し対処するのでしょうか。</p> <p>第三者機関をつくり、権利が守れているかを点検・対処することが必要だと考えます。相談機関と合わせ第三者機関をつくることを明記してください。中長期の課題であっても(すぐにはできないにしても)明記できると考えます。</p>	<p>は、子どもの権利の侵害に対する救済や相談に応じる、子どもの権利救済機関を導入している事例があることは承知しており、今後、情報の収集に努めてまいります。</p>
34	<p>罰則がないため、守られているのか、いないのかわかりづらいので第三者の監査機関のようなものがないと条例を作っても意味がないと思います。</p>	
35	<p>子ども自身が自分の居づらさ、生きづらさを表明できる専門的支援のある場をもうけていただきたい。</p>	<p>町田市では、人権侵害に関して、人権擁護委員に相談できる制度や「まこちゃんダイヤル」などがございます。ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
36	<p>子どもの意見表明・参加について「子どもの意見表明参加」を担保する体制について、第18条(意見表明及び参画の促進) 意見表明及び参画の促進に関する条文が「意見等を表明し、参画する機会」の提供に留まっており、意見の尊重・反映について何も触れていないことは、「こども基本法」よりも後ろ向きであり、第6条(1)「自分の意見又は考え(以下「意見等」という。)を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。」の規定とも矛盾しています。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、第6条第1号で規定しております。第18条の規定は、第6条第1号の規定を前提とした上で、子どもの意見表明や市政に参画する機会の提供について規定をしております。</p>

	<p>こども基本法11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)も踏まえ、子どもが市政に関して表明した意見を尊重すること、「機会を提供」するだけに留まらず、子どもの意見を「反映させるために必要な」積極的措置をとることなど、意見表明・参加のための体制整備について、条例できちんと規定する必要があります。</p>	
37	<p>第18条(意見表明及び参画の促進)は、とても重要な条項だと思います。</p> <p>参画する機会とあわせて、子どもが意見を表明する支援についても記載があるとよいと思いました。参画の機会の際に適切な支援がないと声をあげること、意見表明することが難しい子どもも多いと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、第6条第1号で規定しております。</p> <p>第18条の規定は、第6条第1号の規定を前提とした上で、子どもの意見表明や市政に参画する機会の提供について規定をしております。</p>
38	<p>第18条(意見表明及び参画の促進)</p> <p>市は、子どもに関わる市の施策について&lt;直接子どもに関わる市の施策はもちろんのこと、広く子ども、若者に関わる市の施策&gt;という形で範囲が広く捉えられるとよいと思います。例えば環境に関する計画も未来世代の参画は不可欠だと思うからです。</p> <p>第18条(3)「地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。」の地域活動については「子どもに関わる」と限定していないので市の施策も限定しなくてもよいかもしれないと思いました。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>
39	<p>条例にもありましたが、こどもたちの意見に真摯に向き合い、軽んじることなく、きちんと政策に取り入れてほしいと思います。その前にこどもたちが自由に意見が言えるような、ゆったりとした雰囲気のある学校や保育園、幼稚園であって欲しいです。せめて少子化を逆に活かして、小規模の施設で、自分の話を大人が聞いてくれるような所であって欲しいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
40	<p>表明されてきた子どもの思いを行政や地域活動</p>	

	にフィードバックできるような仕組みを作っていたいただきたいです。	
41	子どもの権利に関して、大人側が十分に理解していないと考えますので、広く市民や大人に発信していきながら、どのような年代の子どもたちにも伝わり、理解し、それが実際に町田市で実行できるような現実的な取り組みに期待しています。	ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
42	第21条(検証) 町田市福祉のまちづくり推進協議会は重点施策について、企画段階、設計施工段階、運用段階で、子どもや障害者、外国籍等のマイノリティを含む市民に情報がいったか、市民意見を聞いたか、市民意見を取り入れたかについて、各担当課の自己評価、協議会による外部評価をしています。しかしながら、その情報がきちんと共有されていず、活かしきれていないと感じました。 この子どもにやさしいまち条例についても、同様な情報伝達、意見聴取、意見活用ができているか、これからできる体制は作れているかを考え実行して欲しいです。	ご意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考にさせていただきます。
43	障がいを持っていたり、貧困ヤングケアラーなどの課題をかかえていることで地域や学校で居づらさを感じる子どもが少なくないように思われます。子どもの居づらさ、生きづらさというのは見えにくく、子ども自身にとっても表明しにくいものです。 大多数の子どもの権利だけでなく、少数の子どもの権利が守られるように、定期的な実態調査を教育行政とそれ以外の機関で定期的を実施していただきたいです。	ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。

## (2) 条例(本則以外)に対するご意見

No	ご意見の概要	市の考え方
1	全体的に内容が浅く、抽象的で、表面的な言葉を並べているだけのように感じます。	本条例では、町田市の理念を規定しており、捉える範囲を狭めないよう

	「子どもにも大人にもわかるよう」とありますが、全体的に具体性に欠ける文章なため、大人でも理解ができませんので、子どもはなおさらわかりませんと思います。	に表現しております。
2	全体としてより具体的な記載があるとよいと感じました。	
3	条例があるのとないのとで、どのように違うのかわかりません。	本条例では、「子どもの権利」と子どもの権利を守るための「大人の責務」を明確にしており、条例を制定し、普及・啓発することで、「子どもの権利」と「大人の責務」についての理解が広がり、「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。 また、条例制定により市の姿勢が変わらず示すことが、将来の子どもたちに向けて必要であると考えております。
4	条例が施行されたあとでも、足りないところがあれば、付け足すことができるものになってほしいと思います。	条例の改正は、議会の議決を経ることで可能であり、社会情勢等に応じて検討してまいります。
5	条例の名前「町田市子どもにやさしいまち条例」ですが、子どもの権利を中心に述べている他の自治体にあるように、「町田の子ども条例」などのほうがシンプルですがわかりやすいと思います。	本条例では、「子どもの権利」とその権利を守るための「大人の責務」を明確にしており、「子どもの権利」が守られることで「子どもにやさしいまち」の実現につながると考えております。子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指すため、「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」という名称としております。
6	前文についてもパブリックコメントを実施して欲しいと思います。	前文の意見募集は、2023年6月1日から6月22日で実施しました。

7	<p>前文に、以下の内容を追加することを希望します。</p> <p>「未来を担う、国の宝である子どもにやさしい町になることは、他の世代の市民にとってもやさしい町になるということ。」</p>	<p>前文の意見募集は、2023年6月1日から6月22日で実施しました。</p>
8	<p>前文と条文がセットになっていないので驚きました。後回しになってしまったのは残念です。</p>	<p>前文については、検討に時間を要したため、条文とは別の期間で実施いたしました。</p>
9	<p>パブリックコメントを募集するうえで出された素案に前文がありません。前文には、この条例をつくる町田市の特徴を踏まえた子どもの権利条例の考え方が書かれるはずです。前文のみ後日意見を募集するとありますが、前文と条例は一体のものであります。</p> <p>また、パブリックコメントの締め切り後に検討委員会がありません。最終はどこで確認・承認するのでしょうか。せめて検討委員会では確認が必要ではないでしょうか。</p>	<p>パブリックコメントの後に検討部会を実施し、条例の確認及び承認をいただく予定であります。</p>

### (3)その他

1	<p>町田市子ども憲章について</p> <p>1996年に制定されたこの「子ども憲章」のほうが、現在議論されている「(仮称)子どもにやさしいまち条例」よりも、子どもの権利保障に即していると思います。</p> <p>町田市は、「子ども憲章」を学校教育等で扱っていると聞いたことがありません。いままで「子ども憲章」について教えることをしてきていないのにも関わらず、条例策定のアリバイ作りのように「子ども憲章」を持ち出すことの意味が分かりません。</p>	<p>「町田市子ども憲章」は現在行われている子どもの参画に関する様々な取組の原点となっており、条例制定に至る経緯の1つであると考えております。</p>
2	<p>条例は子どもが当事者であるとともに、その保護者も対象となります。本条例の制定過程に保護者がどのように参加する機会があり、保護者の声が反映されている条例案となっているのか、条例</p>	<p>条例について、町田市子ども・子育て会議に保護者である市民公募委員がおり、その市民公募委員も条例検討部会の委員として参加していた</p>

	<p>案を読む限りでは伝わってきません。</p> <p>条例ができてから広報・周知するのではなく、条例検討の段階から、市民参加することが本条例を活かしていくために不可欠だと思います。</p>	<p>だき、意見を伺っております。また、保護者からの意見聴取の機会として、町田市にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばせていただいた方を対象に、アンケート調査を実施し、いただいた意見を参考としております。</p>
3	<p>児童福祉法の下では、学童保育クラブは「放課後児童健全育成事業」と位置づけられている。第11条(事業者の責務)になるのかなと気になった。しかしながら町田市としては施設として扱ってもらえて第9条(施設関係者の責務)にあることはありがたいと言える。</p>	<p>本条例では、学童保育クラブの職員は、施設関係者としております。</p>
4	<p>政情不安の国から逃げてきた難民の子どもや低所得者の子どもたちが通うコスタリカの幼稚園では、2部制でおいしい給食がみんな食べられるような配慮があり、建物は決して立派ではなかったけれど、15人くらいのクラスに2人の先生がいらっやって手厚い教育がされていました。</p> <p>町田市も立派な建物を建てるよりも豊かな人との繋がりを大切にする教育を大切にして欲しいと思います。ハードよりもソフト面を大事にする行政であって欲しいのです。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>この条例を作ることによって、子どものための予算が増えるなら、作った方がいいと思いますが、変わらないなら意味がないと思います。それよりも、公園の整備など、現況の現場を少しでもよくしてほしいです。</p>	
6	<p>日本全国、教育機関でいじめ・自殺が減りません。今回の条例は少しでもその状況を変えていくものになればと熱望します。権利を守ることは命を守ることだからです。</p> <p>ユニセフの子どもにやさしいまちづくり実践自治体である町田市なら、もっと踏み込んだ条例が出来るはずです。</p>	<p>本条例の理念を普及していくことで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。ご意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考にさせていただきます。</p>
7	<p>条例の検討にあたり、条例の対象となる「18歳未</p>	<p>条例制定にあたっては、条例検討部</p>

	<p>満の子ども」に対して、どのようにして意見を反映する工夫をされましたか。</p> <p>条例検討部会には子どもも参加しているのは知っていますが、当事者である子どもの意見を、いかにして多様に、かつ丁寧にくみ取ろうとしているのか、「子どもの参加・参画」が求められています。</p> <p>当事者である子どもの声を、きちんと反映した条例案となっているのかどうか、条例案を読むだけでは伝わってきません。そうした過程について、丁寧な説明が不可欠となりますし、条例案にきちんと反映すべきです。「子どもにやさしい」と言いながら、大人側(特に行政側)による想いが強い条例案となっているのではないのでしょうか。</p>	<p>会に大学生や高校生を委員としている他に、アンケートの実施や、子ども達から条例に関する意見を聞く「子ども参画ミーティング」を2022年9月及び2023年5月に開催するなど、子ども達からの意見を条例案に反映しております。</p>
8	<p>学校統廃合計画は、子どもを思って作られたものではなく、明らかに大人の都合や思惑を子どもに押し付けた「子どもにやさしくない」計画であると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>現在、町田市の教育委員会は小中学校の学校統廃合を進めています。</p> <p>教育委員会は「町田市子どもにやさしいまち条例(素案)」に違反していると考えます。</p> <p>もし、学校統廃合がこの「町田市子どもにやさしいまち条例(素案)」に違反しないと町田市が考えるのであれば、私はこの条例を制定することに反対します。この条例に書かれていることを実現する意志が町田市にないと考えるからです。</p>	
10	<p>第3条(生きる権利)(1)に「命が守られること」と記載されています。しかし、学校が遠くなることで、交通事故や不審者に遭う確率が高まり、命が脅かされる可能性が高まり、第3条(1)に違反していると考えます。</p>	
11	<p>第6条(参加する権利)(1)に「自分の意見又は考え(以下「意見等」という。)を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。」と記載されていま</p>	

	<p>すが、学校統廃合について子どもたちが意見表明する機会は与えられませんでした。これは「意見等を表明することができること尊重され」ていないことであり、当然「意見等が尊重され」ていません。教育委員会は第6条(1)に違反していると考えます。</p>	
12	<p>第7条(大人の責務)に「大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。」と記載されています。しかし、大人である教育委員会は学校統廃合を子どもの意見を聞かずに進め、学校を遠くすることで子どもたちの「自由な遊び」を奪っています。教育委員会は第7条に違反していると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
13	<p>第12条(市の責務)に「市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施します」と記載されています。しかし、3月9日 町田市議会文教社会常任委員会 小中学校の存続を求める請願の回答では、町田市の教育を司る教育委員会は、町田市新たな学校づくり推進計画」を策定する際に、すべての保護者、すべての教職員、すべての地域住民、すべての学童保育関係者と連携や協力を行なっていたと考えられません。教育委員会は第12条に違反していると考えます。</p>	
14	<p>第16条(子どもの居場所づくり)に「市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます」と記載されています。「まちとも」や学童保育所は放課後の大切な居場所です。</p> <p>しかし、学校が遠くなれば、家に着く時刻には暗くなる可能性が高まり、交通事故や不審者に遭う確率も高まり、子どもたちが安心できる居場所ではなくなります。教育委員会は第16条に違反してい</p>	

	ると考えます。	
15	第18条(意見表明及び参画の促進)に「市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します」と記載されていますが、学校統廃合について子どもたちが意見表明する機会とは与えられませんでした。教育委員会は第18条に違反すると考えます。	いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。
16	子供が近くの小学校に安全に通う権利を学校統廃合によって奪わないでください。	
17	子どもに通学の負担や、大規模校の負担をかけるのではなく、それぞれの小学校の特色を生かして存続させ、子どもにやさしい街にしてください。	
18	中学校統廃合の影響について A中学校とB中学校が統合され、新校舎使用開始までB中学校校舎に通うことが想定されています。この場合、小中学校の継続を理由として、A小学校からB中学校へ進学することは可能でしょうか。そうした事例についても、指定校変更制度の凡例に追記していただきたく思います。 また、学校が統合された場合、統合前の学校指定の体操着や学用品は廃棄しなければならないのでしょうか。統合後の学校でも、統合前の学校の学用品がリサイクルで使えるような取組を検討していただきたいと思えます。	
19	町田市が進めている小・中学校統廃合計画は、子どもたちにとって、決して“やさしくない”計画です。子どもたち自身の声を聞いてください。 子どもたちには、十分な余裕のある少人数教育が必要です。小規模校をなくさず存続させてください。	
20	「子どもにやさしいまち条例」を策定するというときに、市内の小中学校を24校も廃校にする計画を推進しているのは理解に苦しみます。 市が推進している学校統廃合計画は、条例で示す4つの子どもの権利にことごとく反しています。 条例の策定に当たって、まず市に求められるの	

	<p>は、「学校統廃合計画」の当事者である子どもたちの意見をていねいに聞くことです。それなくして、今の町田市にはこの条例を策定する資格はないと思います。</p>	
21	<p>子どもの権利の中で、学校生活における健康診断についても子ども達の権利を守るようお願いします。学校で検診の中で、脱衣(服を捲り上げる事を含む)について、配慮を徹底していただきたいです。子ども達や子どもから話を聞いた保護者から、検診時について配慮に欠けるような対応があった場合は、学校・校医・市の担当課は内容を確認し対応できるような体制を取れる仕組みづくりを行ってほしい。</p> <p>学校では平等に全員が検診を受けて子ども達の健康を守ることを大切にされていると思いますが、その方法によって子ども達が恥ずかしい、つらい時間になっている子もいるので、子どもの権利条例ができましたら、その点においても、子ども達からの声を受け止める仕組みをお願いします。</p>	<p>いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
22	<p>子どもにやさしいだけでなく、その家族にもやさしい町にしたいです。</p> <p>例えば、ベビーカーでは移動しやすいかどうか。</p> <p>例えば、車いすのお子様連れだと移動もトイレもこまってしまうとか。</p> <p>どれも子育て中に家族が感じることだと思えます。</p> <p>また、災害時に、赤ちゃんが泣いたりして迷惑をかけるからと避難をためらうことがないよう、避難所の受け入れ態勢・備蓄を整えて欲しいです。これは避難する赤ちゃんの家族だけでなく、周囲もストレスとならない、避難者皆に良いことだと思います。</p>	
23	<p>どの子どもも安全に暮らせるはずにも関わらず町田市に児童相談所が無いこと。</p> <p>どの子どもも学ぶ権利があるにも関わらず鶴川団地</p>	

図書館が市の図書館では無くなり本の数が減ること。

学校の数が減らされ子どもによっては学校がより遠くなって通学時の危険が増えること。

子どもの権利を守るために必要なものにしっかりお金をかけ、子どもに優しい町田になることを強く望みます。